

# 一宮市立赤見小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

本校は、「赤見を誇りに思い 赤見を愛する児童の育成」を教育目標に掲げ、「あかるく かしこく みんななかよし」を目指す児童像としている。「ふれあい」をキーワードに、異学年交流や地域の教育力を多分に取り入れ、一人一人が多くの人とかかわりを持つ中で、他者を思いやり、認め合い励まし合うことを重点目標に掲げて教育活動を展開している。友だち同士のトラブルも、原因と解決の道を共に探らせることにより、円滑な人間関係を作る力をつけるチャンスととらえ指導している。

しかしながら、いじめ問題は別格である。「いじめ」はいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であり、決して許されるものではなく、同時にどの児童もいじめの被害者にも加害者にもなりうるものである。

これらの基本的な考えを基に、児童の尊厳を守り、いじめに向かわせないために、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で、学校全体で組織的にいじめに対応していく。また、いじめの防止等の対策は、学校、家庭、地域住民その他の関係機関の連携の下に進めていく。

学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。すべての児童が、自分に自信を持ち、幸せな社会を築く地域人材として育てていくことを使命と考えている。そこで、児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 2 いじめ防止対策組織

「いじめ対策・不登校対策委員会」（以下 「すこやか会議」とする）を設置し、いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

「すこやか会議」は全職員で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

### (1) 「いじめ防止対策組織」の役割

#### ア 「赤見小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・「赤見小学校いじめ防止基本方針」に基づき、組織的な対応を図る。
- ・教職員による取組評価・保護者による学校評価アンケートを行い、「すこやか会議」及び「学校運営協議会」において、学校におけるいじめ防止対策を検証し、改善策を検討していく。
- ・必要に応じて「すこやか小委員会」を開催し、対応を協議する。

#### \*学校評価アンケート項目

「学校でのいじめ対策としての取り組み（年6回の親子アンケート・年3回の担任と児童との面談・教育相談会等）は適切であるか。」

#### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「赤見小学校いじめ防止基本方針」の周知を図るとともに、

- 「本校のいじめ対応について」を確認することで、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめ発見アンケート（以下「なかよしアンケート」とする）や一日観察日、個人面談等（教育相談）の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
  - ・いじめの防止の手立てやいじめ発生時の対応を以下のように進め、情報の共有化、同一歩調で対応していく。

＜いじめ防止の手立て＞

- ①日常的な情報収集 ②教師間の情報共有 ③保護者との密な連携 ④なかよしアンケートの活用 ⑤すこやか会議の開催（月1回の全職員による児童の生活・行動の報告会） ⑥一日観察日の実施（全職員による子どもの人間関係の観察） ⑦教育相談の充実（相談ポストの活用） ⑧スクールカウンセラーの活用 ⑨Q-Uの活用

＜いじめ発生時の対応＞

- ①被害者及び周囲からの情報収集 ②すこやか小委員会の開催 ③該当児童への事実確認 ④職員間での全容確認 ⑤加害者への指導 ⑥被害者及び加害者の保護者への連絡・説明 ⑦加害者から被害者への謝罪 ⑧全職員への報告による共通理解 ⑨児童への指導 ⑩市教育委員会への報告

**ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発**

- ・年度初めに「本校のいじめ対応について」（いじめ対応についての啓発資料）を全家庭に配付する。
- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況を発信する。
- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用して、地域全体のいじめ防止意識の向上に努める。

**エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）**

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、いじめ発生時の対応に従い、24時間以内に正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、すこやか小委員会を開催し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。
- ・すこやか小委員会は、校長・教頭・教務主任・校務主任・生徒指導主任・学年主任・該当児童の担任をメンバーとする。
- ・すこやか会議において報告し、全職員の共通理解をする。

**3 いじめの防止等に関する具体的な取組**

**(1) いじめの未然防止の取組**

ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

- ・なかよしアンケート（年6回）、人間関係把握アンケート（年3回）、相談活動の定期的な実施（各学期1回1週間）Q-U調査、一日観察日の実施（月1回）、あり

がとうレター（月1回の友だちへの手紙）を実施して、学級経営を見直し、より良い学級づくりに努める。

・申し送り個票等を作成し、いじめの状況やその後の児童同士の関わりについて把握できるように努める。

イ よく分かる授業を展開し、個々に自己肯定感と充実感を味わわせる。

ウ いじめが心配される事案があった場合にもいじめの可能性を考え、周り又は全員にいじめは許されない行為であることを呼びかけ、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

オ 集会等でいじめ未然防止の講話を行う。

カ 児童の話し合い活動などの主体的な活動を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止の意識を高める。

キ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、「ネット上のいじめ」の被害者、加害者とならないよう継続的に指導する。

## (2) いじめの早期発見の取組

ア 月1回すこやか会議を開催し、日頃の児童のささいな変化や気になる行為に関して、情報を共有し、組織的に見守り・支援できる全校体制を整える。

イ なかよしアンケート（年6回）、人間関係把握アンケート（年3回）、相談活動の定期的な実施（各学期1回1週間）や、一日観察日の実施（月1回）を通して、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

ウ 過去にいじめ被害にあった児童に対し、継続的な見守りを行う。

エ 通学の見守り隊や立ち番の保護者から情報を得るように努める。

オ 児童が相談しやすい環境を整える。

- ・教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努める。
- ・相談ポストを設置し、児童が担任以外の職員にも相談できるようにする。
- ・市や県のスクールカウンセラーの相談日を全家庭に紹介（配付）する。
- ・電話相談窓口の一覧を全家庭に紹介（配付）する。

## (3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「本校のいじめ対応について」に従い、すこやか小委員会を開催し、すこやか会議を中心に組織的に対応する。

イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ 「ネット上のいじめ」への対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

カ すこやか会議において全教職員に周知する。

## 4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」

に基づいて対応する。

- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、すこやか小委員会を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応するとともに、関係諸機関との連携を図る。
- (3) 調査結果については、すこやか会議において報告すると同時に、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

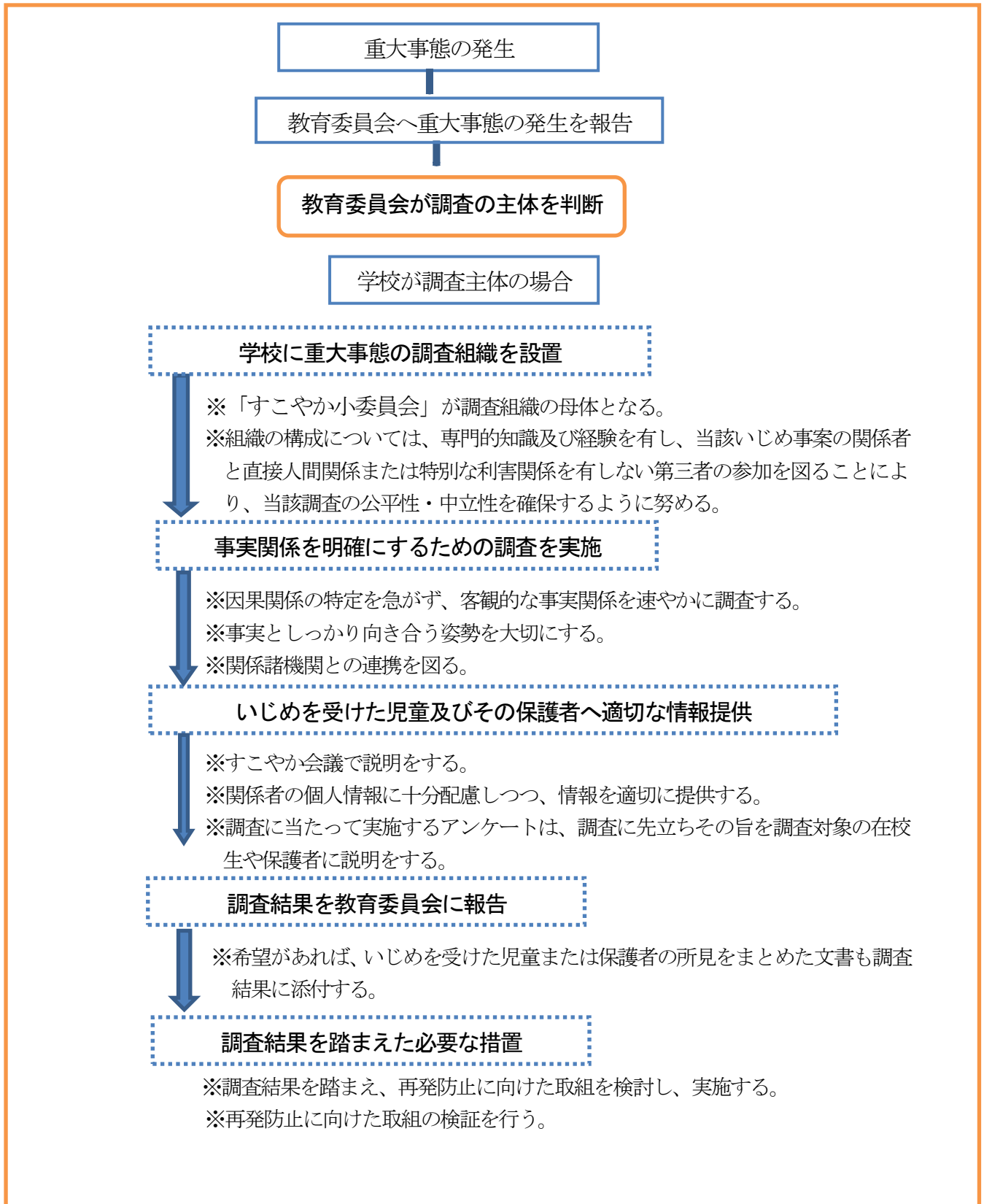
## 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員による取組評価・保護者による学校評価アンケートを実施し、「すこやか会議」及び「学校運営協議会」において、いじめに関する取組の検証を行う。

## 6 その他

- (1) 「いじめ対策ハンドブック」（一宮市教育委員会・一宮市いじめ対策推進委員会作成）を参考にいじめ対策に取り組む。
- (2) いじめ対策に関する校内研修を実施したり、教育委員会等が主催する講演会や事例研究会に関係職員を参加させたりして、児童理解を深め、いじめ未然防止や対応についての教職員の資質向上に努める。
- (3) 「赤見小学校いじめ防止基本方針」および「本校のいじめ対応について」を学校ホームページに掲載する。
- (4) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

## 【重大事態の対応フロー図】



＜一宮市立赤見小学校いじめ防止取組の年間計画＞

	「すこやか会議」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ P ↑	○「赤見小学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○SCの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○1年生を迎える会・ふれあい給食 ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会、学級懇談会で「赤見小学校いじめ防止基本方針」を配付し、説明
5月		○現職研修①「児童理解と学級づくり」	○「ふれあい校外学習」（異年齢集団活動） ○Q-U調査の実施 ○ふれあい遊び（児童会）	○なかよしアンケート ○相談週間	○あいさつ運動（地域連携）
6月			○あいさつ運動	○なかよしアンケート ○相談週間	○授業の公開 ○情報モラル指導（ネットモラル）
7月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証			○個人懇談会 ○保護者による学校評価アンケート
8月		○中間評価→検証 ○現職教育②「校外研修内容の伝達」			
9月				○身体測定	○学校運営協議会委員への学校行事・授業の公開
10月		○現職研修③（ケーススタディ）	○情報モラル授業（3年以上）	○なかよしアンケート	
11月			○あいさつ運動 ○セルフディフェンス講座開催（4年生） ○人権週間（講話）	○なかよしアンケート ○相談週間	○授業の公開 ○あいさつ運動（地域連携）
12月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○赤い羽根募金活動 ○児童代表による人権宣言		○個人懇談会 ○保護者による学校評価アンケート
1月			○保健指導（命の大切さ）	○身体測定 ○なかよしアンケート	
2月		○自己評価	○いじめ撲滅運動（児童会） ○保健指導（セルフディフェンス） ○ふれあい遊び（児童会）	○なかよしアンケート ○相談週間	
3月		○評価を基に学校運営協議会で「基本方針」の見直し	○6年生を送る会	○人間関係把握アンケート	○学校運営協議会で「取組評価」「自己評価」の分析を行う。
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○ありがとうレターの取組	○健康観察の実施 ○SCによる相談	○あいさつ運動（毎日のボランティア隊）	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。